年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 4

4 件

関東東京厚生年金 事案 24383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は7万円、同年12月21日及び17年7月29日はそれぞれ1万円、同年12月16日は2万円、18年7月21日は1万円、同年12月8日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日

- ② 平成16年12月21日
- ③ 平成17年7月29日
- ④ 平成17年12月16日
- ⑤ 平成18年7月21日
- ⑥ 平成18年12月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。夏と冬の年2回賞与が支払われ、保険料も控除された記憶があるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与変動項目一覧表において確

認できる賞与額から、平成16年7月16日は7万円、同年12月21日及び17年7月29日はそれぞれ1万円、同年12月16日は2万円、18年7月21日は1万円、同年12月8日は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞 与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行して いないと認められる。

関東東京厚生年金 事案 24384 (事案 16809 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和59年1月1日から60年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行して いないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月1日から59年1月1日まで

② 昭和59年1月1日から平成6年3月16日まで

A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が給与額より低くなっている旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、一部の期間については記録の訂正を認めるものの、残る期間については、申立内容を確認できる資料等が無いなどの理由により、記録訂正ができない旨の通知があった。この結論に納得できないため、新たな資料を提出するので、訂正済みの期間を含めた前回の申立期間及び平成元年10月から6年3月16日までの新たな期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち、昭和59年1月から同年12月までの期間に係る申立てについては、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、両社の事業主と連絡が取れず、申立人も市民税県民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票及び給与明細書を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年4月6日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、当該期間

に係る同僚の家計簿の控えを提出しており、当委員会において同資料を含め改めて調査したところ、申立人と同職種だったとされる複数の従業員が保有する給与明細書により、申立人と同様に、昭和56年8月の随時改定により標準報酬月額が引き下げられているにもかかわらず、当該改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、上記随時改定による標準報酬月額の引下げに相当するような給与の引下げは無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、上記随時改定前の昭和56年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社及びB社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主から供述を得ることができないが、複数の同僚が保有する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和 60 年1月から平成元年9月までの期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった市民税県民税特別徴収税額通知書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められることから、既に年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づき、23 年4月6日付けで、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和60年1月から同年12月までは20万円、61年1月から同年12月までは16万円、62年1月から平成元年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である旨の通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、同僚の給料支給明細書、 支払明細書及び家計簿の控えを提出しているものの、前回、申立人自身の当該期間に 係る市民税県民税特別徴収税額通知書及び源泉徴収票が提出されており、当該資料に 基づき、既に年金記録の訂正が行われている上、申立人自身についての控除額に係る 新たな資料の提出は無い。

以上のことから、申立人から提出された資料については、当初の決定を変更すべき 新たな事情とは認められず、このほかに新たな資料や情報は見当たらないことから、 申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②のうち、平成元年 10 月から6年2月までの期間について、申立人から 提出のあった3年度及び4年度の市民税県民税特別徴収税額通知書並びに2年分から 5年分までの源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬 月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが推認できることから、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録訂正の 対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東東京厚生年金 事案 24385

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月27日、資格喪失日が46年11月1日とされ、当該期間のうち、43年4月27日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月27日から同年5月1日まで

昭和43年4月27日付けでA社D支店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 43 年4 月 27 日、資格喪失日が 46 年 11 月 1 日とされ、当該期間のうち、43 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「職員カード」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年4月27日に同社D支店から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 43 年 5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和47年7月18日、資格喪失日が48年7月10日とされ、当該期間のうち、47年7月18日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月18日から同年8月1日まで

昭和47年7月18日付けでA社本店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から 支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被 保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。 B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、 当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 47 年7月 18日、資格喪失日が 48 年7月 10日とされ、当該期間のうち、47 年7月 18日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「職員カード」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和47年7月18日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月26日、資格喪失日が47年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

昭和47年11月1日付けでA社C支店から同社D支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 46 年4 月 26 日、資格喪失日が47 年 11 月 1 日とされ、当該期間のうち、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。 また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 47 年 9月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年11月1日、資格喪失日が47年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

昭和47年11月1日付けでA社C支店から同社D支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 43 年 11 月 1 日、資格喪失日が 47 年 11 月 1 日とされ、当該期間のうち、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。 また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の昭和47年10月の定時決定の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和47年7月27日、資格喪失日が50年5月21日とされ、当該期間のうち、47年7月27日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月27日から同年8月1日まで

昭和47年7月27日付けでA社本店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から 支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被 保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。 B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、 当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 47 年7月 27日、資格喪失日が50年5月21日とされ、当該期間のうち、47年7月27日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「経歴画面一覧」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和47年7月27日に同社本店から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 47 年 8月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年9月1日、資格喪失日が46年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月16日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月16日から同年6月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。 同支店には申立期間も継続して勤務しており、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格について、誤って昭和46年5月16日喪失、同年6月1日取得として届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 45 年9月1日、資格喪失日が46年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月16日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、同僚の供述、B社から提出された「職員カード」及び同社の回答から 判断すると、申立人は、A社C支店に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る資格喪失日については、B社は、職種変更に伴う届出誤りであり、昭和 46 年6月1日と届け出るべきであったとしていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 46 年 4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社)に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年2月1日、資格喪失日が54年11月8日とされ、当該期間のうち、同年10月8日から同年11月8日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月8日から同年11月8日まで

昭和54年11月8日付けでA社本店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から 支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社本店が厚生年金保険の 被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていな い。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付でき ず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 53 年 2 月 1 日、 資格喪失日が 54 年 11 月 8 日とされ、当該期間のうち、同年 10 月 8 日から同年 11 月 8 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる 被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社から提出された「在職履歴」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年11月8日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 54 年9月の 社会保険事務所(当時)の記録から、32 万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社)に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年12月1日、資格喪失日が54年11月8日とされ、当該期間のうち、同年10月8日から同年11月8日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月8日から同年11月8日まで

昭和54年11月8日付けでA社本店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社本店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年12月1日、 資格喪失日が54年11月8日とされ、当該期間のうち、同年10月8日から同年11月8 日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる 被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「在職履歴」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年11月8日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 54 年9月の 社会保険事務所(当時)の記録から、32 万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和48年1月20日、資格喪失日が53年10月5日とされ、当該期間のうち、同年9月1日から同年10月5日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から同年10月5日まで

昭和53年10月5日付けでA社C支店から同社D支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 48 年1月 20 日、資格喪失日が 53 年 10 月 5 日とされ、当該期間のうち、同年 9 月 1 日から同年 10 月 5 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「経歴一覧画面」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和53年10月5日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 53 年 8月の社会保険事務所(当時)の記録から、32 万円とすることが妥当である。

関東東京厚生年金 事案 24394

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和55年2月7日、資格喪失日が59年9月18日とされ、当該期間のうち、同年8月18日から同年9月18日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月18日から同年9月18日まで

昭和59年9月18日付けでA社C支店から同社本店に転勤し、申立期間に同社から 支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被 保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。 B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、 当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 55 年 2 月 7 日、資格喪失日が 59 年 9 月 18 日とされ、当該期間のうち、同年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「経歴一覧画面」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和59年9月18日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 59 年 7月の社会保険事務所(当時)の記録から、41 万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年1月27日、資格喪失日が46年11月2日とされ、当該期間のうち、45年1月27日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月27日から同年2月1日まで

昭和45年1月27日付けでA社D支店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 45 年1月 27 日、資格喪失日が 46 年 11 月 2 日とされ、当該期間のうち、45 年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「在社履歴」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年1月27日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 45 年 2月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年11月29日、資格喪失日が45年11月5日とされ、当該期間のうち、43年11月29日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月29日から同年12月1日まで

昭和43年11月29日付けでA社D支店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 43 年 11 月 29 日、資格喪失日が 45 年 11 月 5 日とされ、当該期間のうち、43 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「在社履歴」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年11月29日に同社D支店から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 43 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、6 万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社)C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年8月9日、資格喪失日が45年1月27日とされ、当該期間のうち、43年8月9日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年8月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月9日から同年11月1日まで

昭和 43 年8月9日付けでA社D支店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 43 年8 月9日、資格喪失日が 45 年1月 27 日とされ、当該期間のうち、43 年8月9日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B社から提出された「社員票」及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年8月9日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 43 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

関東東京厚生年金 事案 24398

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和55年8月1日、資格喪失日が59年9月30日とされ、当該期間のうち、同年8月30日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月30日から同年9月30日まで

昭和59年9月29日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 55 年8 月1日、資格喪失日が59 年9月30 日とされ、当該期間のうち、同年8月30 日から同年9月30 日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「職員カード」から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和59年9月29日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 59 年

7月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から同年10月1日まで

平成3年9月30日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「職員カード」から判断すると、申立人は、A社C支店に平成3年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成3年8

月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

申立人のA社(現在は、B社)C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年12月16日、資格喪失日が45年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

昭和45年8月31日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年12月16日、資格喪失日が45年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社から提出された「社員名簿」及び「在職履歴」から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和45年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 45 年

7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申 立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料 について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められ る。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月22日、資格喪失日が6年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

平成6年6月30日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月22日、資格喪失日が6年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「社員名簿」から判断すると、申立人は、A社C支店に平成6年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成6年5

月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東東京厚生年金 事案 24402

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成4年7月1日、資格喪失日が同年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月30日から同年12月1日まで

平成4年11月30日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成4年7月1日、資格喪失日が同年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A 社C支店に平成4年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成4年

10月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和57年7月1日、資格喪失日が61年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

昭和61年6月30日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 57 年7月1日、資格喪失日が61年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「社員票」から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和61年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 61 年

5月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申 立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料 について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められ る。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和58年7月1日、資格喪失日が61年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

昭和61年6月30日付けでA社C支店を退職し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同支店が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 58 年7月1日、資格喪失日が61年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「社員票」から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和61年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 61 年

5月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申 立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料 について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められ る。

申立人のA社(現在は、B社) C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年7月29日、資格喪失日が56年8月1日とされ、当該期間のうち、52年7月29日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年7月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月29日から同年8月1日まで

昭和52年7月29日付けでA社本店から同社C支店に転勤し、申立期間に同社から 支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C支店が厚生年金保険の被 保険者資格取得日を誤って届け出ていたため、申立期間の保険料が納付されていない。 B社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、 当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 52 年7月 29日、資格喪失日が56年8月1日とされ、当該期間のうち、52年7月 29日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し(昭和52年7月29日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期 間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 52 年

8月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東東京厚生年金 事案 24406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は2万6,000円、同年12月15日は35万円、16年7月15日は38万円、18年7月14日は28万6,000円、同年12月15日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日

- ② 平成15年12月15日
- ③ 平成16年7月15日
- ④ 平成18年7月14日
- ⑤ 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間における賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月15日は2万6,000円、同年12月15日は35万円、16年7月15日は38万円、18年7月14日は28万6,000円、同年12月15日は27万

9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東東京厚生年金 事案 24407

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月21日から11年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額及 び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書等は保有して いないが、実際には 25 万円くらいの報酬月額だったはずなので、記録を訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額について、当初、9万8,000 円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年1月1日)より後の平成11年1月14日付けで、遡って6年2月から同年10月までは8万円、同年11月から10年12月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間の一部期間に おいて取締役であったことが確認できるものの、事業主及び複数の従業員は、申立人は 社会保険事務に関与していない旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用 事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、 有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬 月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要で ある。

一方、申立人は、申立期間における実際の報酬月額は 25 万円くらいであった旨主張 しているものの、元事業主は、会社を清算しており、賃金台帳等の給与支給額及び保険 料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等 を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13745

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から57年3月まで

私が専門学校を卒業する間際の昭和 55 年初め頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、伯母が 53 年2月から約2年分の国民年金保険料を負担してくれた。その後は私が保険料として毎月 5,000 円を負担し、不足分は母が上乗せして自身の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格 取得日から、申立期間後の昭和59年4月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で は、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であ る。

また、申立人は、前述の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはないと述べているなど、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人は、加入当初の保険料は5,000円を超えていたとしているが、当時の保険料額と相違しているほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち昭和53年2月から55年初め頃までの期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料は申立人の伯母が負担してくれたと述べているが、伯母から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。申立期間のうち55年初め頃以降の保険料については、申立人は母親が自身の保険料と一緒に納付してくれていたとしているが、母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13746

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年11月まで

私は、区役所で国民健康保険の手続をした後に、区役所から国民年金保険料の催促があったため、区役所職員と国民年金に関して話し合い、昭和 61 年半ばから年末までの間に申立期間の保険料の納付を開始し、10 回に分割して、毎月金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が無いと述べており、申立人に対して国 民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期 間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳には、いずれも厚生年金保険記号番号のみが 記載され、国民年金手帳記号番号は記載されていないことが確認できるほか、申立人は、 別の年金手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人に国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13747

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年10月までの期間及び62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から56年10月まで

② 昭和62年12月

私は、昭和56年11月に国民年金に任意加入した後、申立期間①に係る国民年金保険料の未納通知が届いたため、58年1月に預金口座から保険料に相当する金額を引き出し、社会保険事務所(当時)で納付した。申立期間②の保険料も未納通知が届いたため、社会保険事務所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直後の昭和56年11月20日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳で確認でき、当該期間のうち同年1月から同年10月までの期間は、任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間①のうち昭和55年12月は、平成8年1月18日に国民年金の被保険 者資格記録が追加されるまでは、国民年金の未加入期間となっていたため、制度上、保 険料を納付することができない期間であったことがオンライン記録で確認できるほか、 この記録追加時点では、時効により保険料を納付することができない。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続に関する記憶が明確ではなく、平成8年1月18日に国民年金の被保険者種別記録が整備されるまでは、昭和61年4月から連続した第3号被保険者期間となっていたことがオンライン記録で確認できるほか、この記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13748

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から56年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、昭和56年4月に会 社へ入社するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金 に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は現在、厚生年金保険及び国民年金の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、当該手帳における国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には「平成4年4月16日」と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の処理日から、平成4年5月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことにより払い出されたものと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、 当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。